○総務省令第六十五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～35　略］ 36　法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第一項の筆界特定の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［37～74　略］ 75　法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　特別B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第七条第一項の訴訟手当金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～35　同上］ 36　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］ ［37～74　同上］ 75　［同上］ ［新設］

三　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第八条第一項の追加給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四～七　［略］

［76～177　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

一　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八条第一項の追加給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二～五　［同上］

［76～177　同上］

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

○総務省令第六十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項及び第七条第五項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（情報通信技術活用法の適用） **第五十二条**　法及び令の規定による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、申請等をする者について対面により本人確認をする必要があり、かつ、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する申請等は、法第	［新設］